

報告事項 6

神戸市立工業高等専門学校における外部評価委員会の常設について

神戸市立工業高等専門学校における外部評価委員会の常設について以下のとおり報告する。

平成29年2月7日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

外部評価委員会の常設について

1 目的

神戸市立工業高等専門学校の自己評価結果及びその改善計画について、神戸市立工業高等専門学校の教職員以外の者による検証を行うため、不定期に設置されていた外部評価委員会を常設する。

2 委員候補（案）

- (1) 教育研究分野に精通した大学、高等専門学校等教育研究機関の教職員等

【松原典孝助教】

（兵庫県立大学 地域資源マネジメント研究科）

- (2) 産業界の動向に精通した者

【森脇俊道理事長】

（神戸市産業振興財団：理事長または代理と認められる者）

【藤浪芳子会長】

（神戸市機械金属工業会：会長、副会長または代理と認められる者）

【大前俊之執行役員】

（神戸信用金庫：執行役員または代理と認められる者）

- (3) 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し、広く高い見識を有する者

【中学校長会】

（会長または代理と認められる者）

- (4) その他高等専門学校に関し、広く高い見識を有する者

【丸一好己会長】

（六神会：会長または副会長）

※ 六神会とは、六甲工業及び神戸高専の同窓会

3 審議事項

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 神戸高専の目的に関する事項 | (2) 教育組織に関する事項 |
| (3) 教育内容及び方法に関する事項 | (4) 学生の受入れに関する事項 |
| (5) 学生支援等に関する事項 | (6) 施設・設備に関する事項 |
| (7) 財務に関する事項 | (8) 管理・運営に関する事項 |
| (9) 研究活動の状況に関する事項 | (10) 地域貢献に関する事項 |

4 実施要領

前年度の自己点検シート（内部評価）の改善項目・改善計画に対して、妥当であるか等の外部評価を毎年実施する。さらに、次の内容を3年間のサイクルで実施する。

【1年目（平成29年度）】

平成28年度に関する自己点検シートに対して外部評価を実施し、平成29年度に実施する改善計画等の妥当性及び次年度審議事項等のヒアリングを行う。

【2年目（平成30年度）】

平成29年度に関する自己点検シート及び平成29年度に指示された審議事項に対して外部評価を実施し、平成30年度に実施する改善計画等の妥当性及び次年度審議事項等のヒアリングを行う。

【3年目（平成31年度）】

平成30年度に関する自己点検シート及び平成30年度に指示された審議事項に対して外部評価を実施し、

平成 31 年度に実施する改善計画等の妥当性及び次年度審議事項等のヒアリングを行う。また、企業・大学（大学院）・卒業生へのいずれかの外部アンケートを実施する。外部アンケート結果は、平成 31 年度の外部評価で公表して意見聴取を行い、平成 31 年度に関する自己点検シートに反映させる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目			委員の 委嘱	改善計 画完成		資料の 提出			外部評 価		自己点 検完成	
2年目				改善計 画完成		資料の 提出			外部評 価		自己点 検完成	
3年目				改善計 画完成	アンケ ー ト実施	資料の 提出		集計・ 検討等	外部評 価		自己点 検完成	

5 参考法令

(1) 学校教育法

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

○2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

以下省略

第二百二十三条（抜粋）

第百九条（第三項を除く。）の規程は高等専門学校に準用する。

(2) 高等専門学校設置基準の一部を改正する省令の施行について（平成 11 年 9 月 24 日）

各国公立高等専門学校長、高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて

文部事務次官通知

高等専門学校設置基準の一部を改正する省令の施行について

このたび、別添のとおり、「高等専門学校設置基準の一部を改正する省令(平成一一年文部省令第四五号)」が平成一一年九月二四日に公布され、同日から施行されました。

二一世紀に向けての大きな転換期にある今日、高等教育機関が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題であります。

各高等専門学校におかれては、かねてから改革を進めていただいているところでありますが、今回の省令改正を踏まえ、一層積極的な取組をお願いするものであります。

省令改正の概要及び留意点は左記のとおりですので、それぞれ関係ある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らいください。

記

第一 高等専門学校設置基準の一部を改正する省令について

一 自己点検・評価

高等専門学校は、高等専門学校における教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第三条第一項)。

また、高等専門学校は、自己点検及び評価の結果について当該高等専門学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないこととしたこと(同条第三項)。

以下省略

6 過去の経緯

・平成 21 年 3 月 27 日 大学評価・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価

・平成 22 年 10 月 5 日 外部評価委員会実施

【外部評価委員】

委員長	北村新三	兵庫県立工業技術センター所長
委員	村元四郎	(社)神戸市機械金属工業会会長
委員	森本政之	神戸大学工学研究科長・工学部長
委員	京兼 純	国立明石工業高等専門学校 校長

・平成 26 年 2 月 3 日 外部評価委員会実施

【外部評価委員】

委員長	太田 勲	兵庫県立大学副学長
委員	大村直人	神戸大学大学院工学研究科応用化学専攻教授
委員	沖村 孝	建設工学研究所常務理事
委員	京兼 純	国立高専機構理事
委員	村元四郎	村元工作所特別顧問
委員	大前俊之	神戸信用金庫
委員	森 啓二	神戸市立本多聞中学校長
委員	菅野 孝	六神会会長

・平成 28 年 3 月 24 日 大学評価・学位授与機構による高等専門学校機関別認証評価

神戸市立工業高等専門学校外部評価委員会規程（案）

制定 平成 15 年 12 月 1 日

改定 平成 29 年 月 日

(目的)

第 1 条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(外部評価委員会の設置)

第 2 条 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という）の自己評価及び評価の結果について、本校の教職員以外の者による検証を行うため、本校に外部評価委員会を設置する。

(組織)

第 3 条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究分野に精通した大学、高等専門学校等教育研究機関の教職員等
- (2) 産業界の産業動向に精通した者
- (3) 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し、広く高い見識を有する者
- (4) その他高等専門学校に関し、広く高い見識を有する者

(委員の委嘱)

第 4 条 前項の委員は、本校の校長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とし再任を妨げない。なお、任期途中において委員を交代するときは、前任委員が後任委員を推薦し、校長の承認を持って交代を認める。

(審議事項)

第 6 条 外部評価委員会は、校長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、評価答申する。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 神戸高専の目的に関する事項 | (2) 教育組織に関する事項 |
| (3) 教育内容及び方法に関する事項 | (4) 学生の受入れに関する事項 |
| (5) 学生支援等に関する事項 | (6) 施設・設備に関する事項 |
| (7) 財務に関する事項 | (8) 管理・運営に関する事項 |
| (9) 研究活動の状況に関する事項 | (10) 地域貢献に関する事項 |

(委員長)

第 7 条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 8 条 外部評価委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は出席委員の 2 分の 1 以上により決する。

(評価報告)

第 9 条 外部評価委員会は、評価報告書を作成し、公表する。

(事務)

第 10 条 外部評価委員会の運営に関する事務は、総務係が処理する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 月 日から施行する。

【学校教育法施行規則】

第七十二条の二

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
 - 二 教育研究上の基本組織に関する事
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第七十九条（抜粋）

第六十九条から第七十二条の二までの規定は、高等専門学校に準用する。

【外部評価委員会規程と学校教育法施行規則の対応】

外部評価委員会規程	学校教育法施行規則
(1) 神戸高専の目的に関する事項	(一) に関連する項目
(2) 教育組織に関する事項	(二) (三) に関連する事項
(3) 教育内容及び方法に関する事項	(五) (六) に関連する項目
(4) 学生の受入れに関する事項	(四) に関連する項目
(5) 学生支援等に関する事項	(九) に関連する項目
(6) 施設・設備に関する事項	(七) に関連する項目
(7) 財務に関する事項	(八) に関連する項目
(8) 管理運営に関する事項	(三) (四) に関連する項目
(9) 研究活動の状況に関する事項	(三) に関連する項目
(10) 地域貢献に関する事項	神戸高専独自の項目

※上記のように学校教育法施行規則の項目は、外部評価委員会規程の評価事項に含まれている。

【高等専門学校機関別認証評価の評価基準】

- 基準 1 高等専門学校の目的
- 基準 2 教育組織（実施体制）
- 基準 3 教員及び教育支援者等
- 基準 4 学生の受入
- 基準 5 教育内容及び方法
- 基準 6 教育の成果
- 基準 7 学生支援等
- 基準 8 施設・設備
- 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- 基準 10 財務
- 基準 11 管理運営

選択的評価事項 A 研究活動の状況

選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

【自己点検評価シート 点検項目】

項 目	細 目
1. 神戸高専の目的に関すること	(1) 学校、学科の目的が明確に定められているか (2) 目的が学校の構成員（教職員、学生）に対して周知されており、社会に対しても公表されているか
2. 教育組織に関すること	(1) 教育活動を行う上で必要な教員が適切に配置されているか (2) 全教員の教育活動に対して学校による定期的な評価が行われており、その結果を教員組織の見直しに反映させているか (3) 教員の採用及び昇格などにあたって、適切な基準や規定が定められており、適切な運用を行っているか (4) 教育活動を行う上で必要な教育支援者（事務職員、技術職員）が適切に配置されているか
3. 教育に関すること	(1) 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容と水準が適切であるか (2) 教育目的にふさわしい授業形態、学習指導法が整備されているか (3) 成績評価、単位認定及び進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっているか (4) 研究活動に対する基本方針にふさわしい研究指導が行われているか (5) 教育目的において意図している「学生が身に付ける学力・資質・能力」について教育の成果や効果があがっているか (6) 教員及び教育支援者の教育の状況について点検・評価を行い、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されて機能しているか

<p>4. 学生の受け入れに関すること</p>	<p>(1) 入学者受入方針（アドミッションポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか (2) 入学者の選抜方法が入学者受入方針に沿って適切な方法で実施され、機能されているか (3) 入学者数が入学定員数と比較し適正な数となっているか</p>
<p>5. 学生に関すること</p>	<p>(1) 学習を進める上での履修指導や自主学習の相談などの学習支援体制が整備され、機能しているか (2) 課外活動に対する支援体制などが整備されているか (3) 課外活動の成果が十分に上がっているか (4) 学生の生活全般（経済面、就職の相談など）に関して、支援体制が整備され機能しているか</p>
<p>6. 施設・設備に関すること</p>	<p>(1) 教育・研究課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか (2) 図書・学術資料など教育研究上必要十分な資料を有しているか (3) 教育・研究過程に対応した施設や設備の大きさや広さが、目的の意図にあった大きさになっているか</p>
<p>7. 財務に関すること</p>	<p>(1) 教育・研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財政基盤を有しているか (2) 学校の財務に係る監査等が適正に履行されているか (3) 学校の目的を達成するために適切な支出が行われているか</p>
<p>8. 管理運営に関すること</p>	<p>(1) 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され機能しているか (2) 教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を公に社会に提供しているか</p>
<p>9. 研究に関すること</p>	<p>(1) 適切な研究活動が実施され、その成果が上がっているか</p>
<p>10. 地域貢献に関すること</p>	<p>(1) 公開講座など地域への教育サービスが計画的に実施され、その成果が上がっているか</p>